**剣道称号「錬士」審査会要項**

一般財団法人熊本県剣道連盟

１　申込対象者

（１）令和７年度の熊本県剣道連盟の年会費を納入し、登録会員であること。

（２）一般財団法事熊本県剣道連盟　称号・段位審査規則第１９条【※１】、第２０条第

　　１項【※２】及び別表１の（１）【※３】に該当し、加盟団体会長より推薦された者。

（３）剣道六段受有者で、受有後１年以上を経過（令和６年５月３１日以前に取得）した

　　者。

（４）剣道五段受有者で、受有後１０年以上を経過（平成２７年５月３１日以前に取し、

　　かつ、年齢６０歳以上の者（称号・段級位審査規則第１１条２項による特例）。

２　申込方法

（１）受審希望者は、審査料及び称号審査申請書、所定の錬士受審申請書、小論文を添え、

　　加盟団体事務局を通して申込むこと。

（２）年齢基準は審査当日（５月６日）とする。

（３）加盟団体事務局は申込者を取りまとめ、熊本県剣道連盟事務局へ提出すること。

３　小論文の内容

　①　課題　平成１９年３月１４日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、

　　　　　　それをふまえたうえでのあなたの剣道修業について述べなさい。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**＊参考書籍「剣道指導要領」（全剣連発行）**

　②　字数　４００字以上８００字以内。

　③　用紙　４００字詰め原稿用紙（市販のＢ４縦書き）用紙１～４行目に表題

　　　　　　と登録都道府県・氏名を記し、５行目２段目より書くこと。必ずボー

　　　　　　ルペンまたは万年筆を使用すること。２枚の原稿用紙は右上ホッチキ

　　　　　　スで止めること。（凡例参照）

　④提出　封筒長３（長さが２３．５ｃｍ・幅が１２ｃｍ）の表に「剣道錬士受審」、

　　　　　裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したもの。

　　　　　※加盟団体事務局は、封筒の表裏の記載、封印を確認すること。

４　申込締切

　　加盟団体事務局　　令和７年２月１８日（火）

熊本県剣道連盟　　令和７年２月２１日（金）

５　県剣連の推薦

（１）本連盟称号・段位審査規程に基づいて、全剣連会長に候補者として推薦する。

（２）県剣連会長は、申込者が規則第１０条第１項の付与基準に該当し、かつ、実施要領

　　の「錬士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認め

　　た場合、全剣連会長に候補者として推薦する。

６　審査の方法

（１）小論文の審査

　　　課題に対して適切な内容でまとめられているか、剣道に対する受け止め方と文章の

　　表現能力等について審査を行う。

（２）審査会による審査

　　　小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

７　審査会期日　令和７年５月６日（火・休）

８　審　査　料　２４，０００円

９　合格発表

　　　審査終了後、合格者決定通知と証書が熊本県剣道連盟に送付されるほか、後日、全

　　剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ（ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｋｅｎｄｏ．

　　ｏｒ．ｊｐ／）に合格者の氏名が掲載される。

10　個人情報保護法への対応

　　　参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、

　　職業等）は、全日本剣道連盟および当連盟が行事運営のために利用する。

　　　なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公

　　表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表されることがある。更に、普及発

　　展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

11　その他

　　　錬士号受審者の推薦は、審議委員会に諮った後、全剣連へ推薦する。締切期日厳守

　　のこと。

※１　第１９条

　　　　全剣連が行う称号審査会の受審資格は、全剣連審査規則のほか、全剣連または当

　　　法人主催の講習会を年２回以上受講していなければならない。なお、そのうち１回

　　　を加盟団体・準加盟団体の講習にかえることができる。ただし、特例として６５歳

　　　以上は当法人主催の講習を年１回以上受講していればよい。

※２　第２０条第１項

　　　　錬士の称号推薦申請は、所属加盟団体会長または部会会長の推薦を得た後、全剣

　　　連様式による申請書（自筆）、全剣連が出題する小論文（封印）及び審査料を添え、

　　　所属加盟団体または部会を経由して当法人会長に提出する。

※３　錬士の特例受審

　　　五段受有者で、五段受有後１０年以上経過し、かつ、年齢６０歳以上で、特に加盟

　　団体会長より推薦された者で、当法人主催の講習を年１回以上受講した者。（第１９

　　条称号の審査申請の特例）